

# 論文および学会・検討会等での発表における

## 患者プライバシー保護に関する規程

### (目的)

第1条 症例報告を含む論文あるいは学会・検討会等における発表では、患者・利用者のプライバシー保護に配慮し、患者・利用者が特定されないよう留意しなければならない。

### (記載内容)

- 第2条 患者・利用者個人を特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは呼び名を記載しない。また年齢については、検討上必要がある場合を除き、大まかな記載にとどめる（70歳代後半など）。
- 2 患者の職業は治療の目標や計画の検討に必要なことが多いので、必要に応じ個人が特定できない範囲で記載することを可とする（主婦、自営業、会社員など）。
  - 3 患者の住所は記載しない。ただし、それが検討に不可欠な情報となる場合（居住地が治療の目標や計画の検討に不可欠であるなど）は、区域までに限定して記載することを可とする（広島県、呉市など）。
  - 4 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定されうる場合、診療科名は記載しない。
  - 5 すでに他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療や在宅医療等で元の施設の記載が検討上不可欠となる場合はこの限りではない。
  - 6 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。また、経過についても具体的な日付は入れず、「発症後（術後）〇週」などと記載する。
  - 7 患者・利用者の静止画像や動画を提示する際には顔あるいは目を隠す。
  - 8 患者・利用者の静止画像や検査情報に含まれる氏名、番号等は削除する。

### (利用の同意)

- 第3条 動画に含まれる個人が特定できる情報（患者ID、顔など）が削除できない場合は、患者・利用者自身（またはその遺族か代理人、小児では保護者）から個人情報を利用する旨の同意を得る。
- 2 上記1～8の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、患者・利用者自身（またはその遺族か代理人、小児では保護者）から個人情報を利用する旨の同意を得る。

### (規定の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

### (附則)

- 1 この規程は、平成19年2月10日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月2日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月18日一部改正により施行する。